

企画提案仕様書

1 業務名

平成29年度石垣市島野菜・ハーブ振興プラン（仮）策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

3 事業目的

石垣市は、農業振興を通じた生産者（農家）所得の向上並びに地域経済の発展を目指すことを目的に、本市の島野菜及びハーブの振興プランを策定します。

4 事業概要

石垣市内で現在生産されている、或いは、栽培可能な野菜及びハーブの中から、本市の気象特性上有利で市場における需要見込みがあり、かつ、生産、加工、流通、販売各分野における人材確保、体制づくり、技術支援、採算性などの面からも産地化に取り組むことが有望な作目を取り上げると共に、それぞれの作目毎にその振興に向けた行動指針や具体的な実行策を振興プランとして策定する事業。

5 委託業務内容（企画提案募集内容）

- (1) 作業スキーム、骨子、手順、手法を網羅した作業計画の企画立案
- (2) 現状把握や各種調査（制度、市場動向、市場リサーチ、消費実態、など）
- (3) 協議会の開催（4回）、部会又はワーキング会議（3～4回）の企画、運営補助
- (4) 説明会や会議の招集、開催、進行、資料作成、議事録作成
- (5) 生産者、加工事業者、流通販売事業者等へのヒアリング
- (6) 先進事例研究並びに先進地視察の企画、実施
- (7) 振興プラン検討手法の提案の実施
- (8) 振興プラン策定支援（素案・原案作成、その他必要なこと）
- (9) 発注者との協議、調整会議、中間報告、完了報告の実施及び必要な書類作成

6 振興プランの構成例

石垣市島野菜・ハーブ振興プラン（仮）は、一例として概ね以下の構成（章立て、目次等）を参考にされたい。

- (1) 目的、位置づけ、計画期間、見直しの方針
- (2) 取り巻く環境や情勢、現状、課題
- (3) 将来像、基本目標、基本方針
- (4) 目指すべき方向や展開方針
- (5) 島野菜やハーブの種類別の振興方針
- (6) " " 振興策
- (7) 生産、加工、製造、流通、販売各分野における振興策とその目標又は指標
- (8) 生産基盤施設、各種施設整備、補助事業や各種制度導入に関すること
- (9) 地理的、気象的、自然的要件に即した振興策の検討
- (10) 体制構築や人材育成に関すること
- (11) ICT活用方針

- (12) G I やG A P など国の制度や国際的規範に対する基本の方針や具体的方策
(10) その他島野菜・ハーブの振興に必要なことから

7 特記事項

石垣市島野菜・ハーブ振興プラン（仮）は、その策定プロセスにおいて以下のことがらについて調査、研究、検討、討議を行うとともに、振興に向けた方策を具体的に示すマニュアルとして機能するように策定される必要がありますので、応募内容の企画立案時にはその点に十分留意してください。

- (1) 石垣市の島野菜・ハーブ振興に係る基本理念、将来像、基本方針、具体的施策を盛り込んでいること。
- (2) 本市として重点的に取り組むべき事項（作目選択、販路、加工体制、販売体制、プロモーション策など）を明確に示すものであること。
- (3) 生産振興に関わるだけでなく、加工、製造、流通、販売面など、生産から販売までのバリューチェーン全体に目配りしたものであること。
- (4) 可能な限り、各分野における数値的な指標設定や目標設定を行うこと。（例一生産量、生産額、出荷額、販売額、農家戸数、新規就農者数、など）
- (5) 目指すべき姿、あるべき姿を示唆、提示するだけでなく、その到達へ向けた具体的プランを可能な限り盛り込むこと。

8 業務工程

本業務の作業工程は、概ね以下の項目に沿って実施するようにしてください。

- (1) 業務委託契約締結
- (2) 協議会発足（第1回協議会）
- (3) 第2回協議会
- (4) 第1回部会
- (5) 第3回協議会
- (6) 先進事例研究
- (7) 先進地視察
- (8) 第2回部会
- (9) 第3回部会
- (10) 第4回部会（予備）
- (11) 第4回協議会
- (12) 振興プラン原案取りまとめ
- (13) 事業完了報告

9 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額7,722千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ア 人件費
- イ 報償費
- ウ 旅費・交通費
- エ 消耗品費

- オ 印刷製本費
 - カ 通信運搬費
 - キ 広告費
 - ク 使用料及び賃借料
 - ケ 再委託費
 - コ 一般管理費 { (人件費+直接経費) - 再委託費 } の10%以内とする。
 - サ 消費税
- ※それぞれ、単価、回数、人数等積算内容が分かるようにすること。

1 0 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である石垣市に帰属する。

1 1 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による市の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

1 2 その他

(1) 受託者は業務遂行に当たり委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

(4) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。